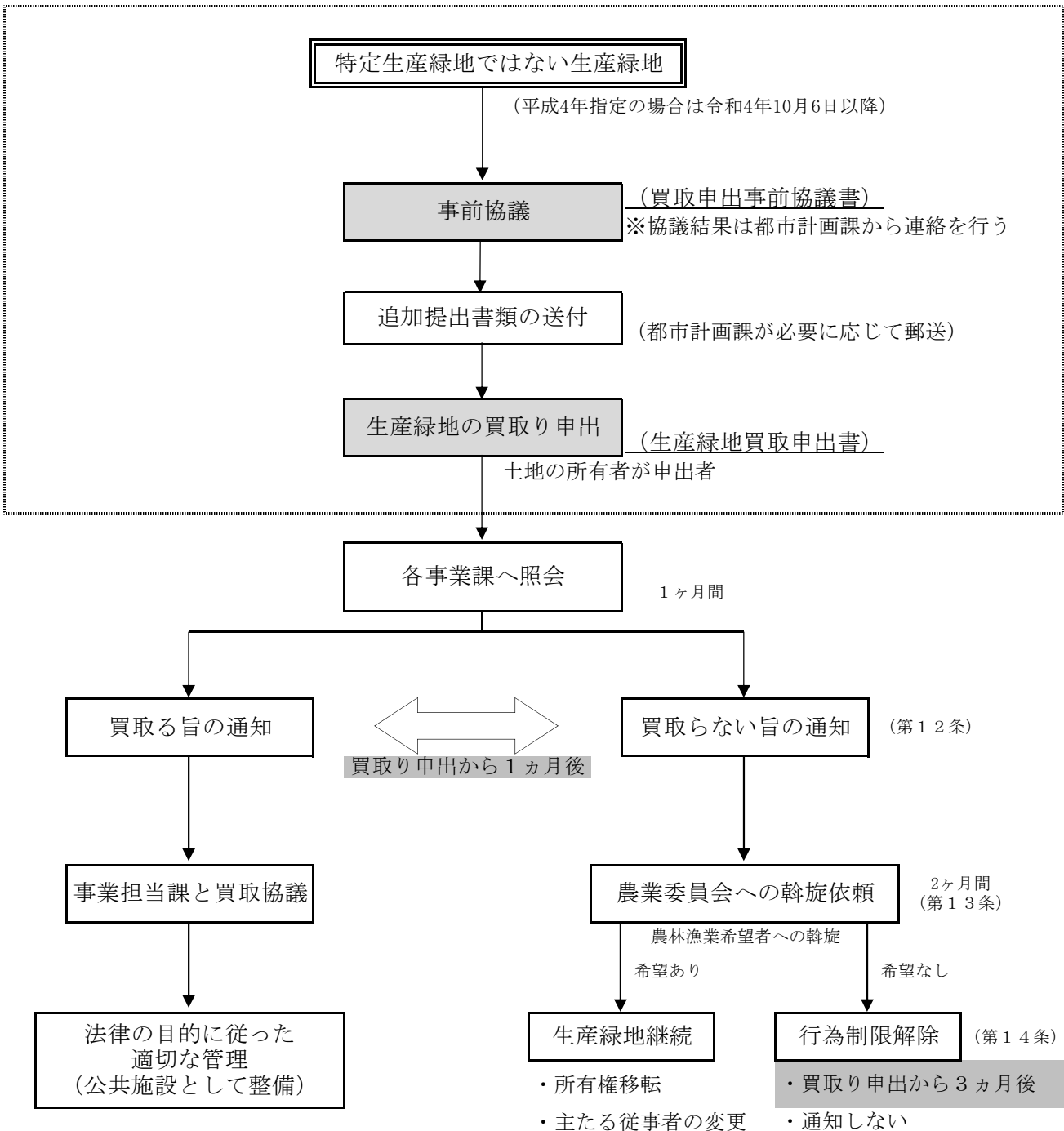


◎ 生産緑地の買取り申出の流れ (生産緑地法)

- 【買取り申出ができる要件】** (第10条)
- ① 生産緑地地区の指定から30年を経過した場合 (特定生産緑地は除く)
  - ② 農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有することとなった場合 (特定生産緑地も含む)

**【買取り申出ができる要件】**

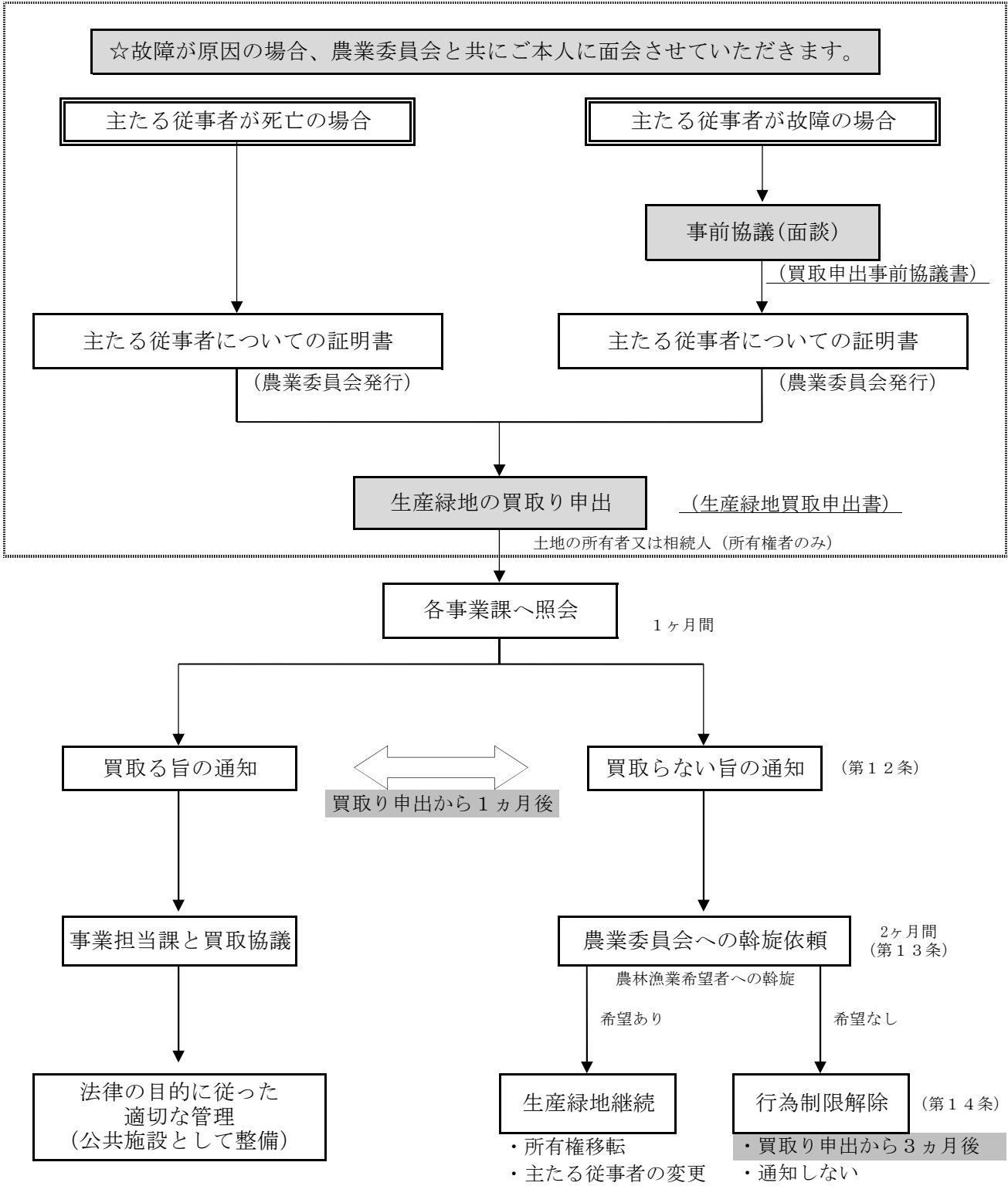
① 生産緑地地区の指定から30年を経過した場合 (特定生産緑地は除く)



詳細については、西宮市 政策局 都市計画部 都市計画課 まで (TEL : 0798-35-3660)

【買取り申出ができる要件】

②農林漁業の主たる従事者が死亡または、農林漁業に従事することが不可能な故障を有する場合



詳細については、西宮市 政策局 都市計画部 都市計画課 まで (TEL : 0798-35-3660)